

体調が悪いときは外出を控え、症状が軽い場合は、平日の日中に医療機関を受診しましょう 受診先が分からないときは①県ホームページで発熱外来を検索②新型コロナウイルス受診相談センターに相談 平日午前9時～午後5時＝☎23-0163、☎23-6129、その他の時間＝☎086-226-7877、☎086-226-7817

マイナンバーカードで便利カードを持って いる人は使ってねな手続き

問市民窓口課 ☎ 32-2132

新サービス オンラインで転出届

マイナポータルを使って、オンラインで転出届を出すことができます。転入先の市区町村で必要な手続きや準備するものも確認できます。

※転入届は、転入先の市区町村の窓口で手続きしてください



証明書のコンビニ交付（マルチコピー機サービス）

とき 午前6時30分～午後11時で各店舗の営業時間内（年末年始を除く）

対象店舗 セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ポプラ、イオン、山陽マルナカ、ザ・ビッグ

対象 住民票の写し、印鑑登録証明書、所得・課税証明書

手数料 200円（市役所窓口での交付は300円）

検査結果の提供にご協力ください（国保加入者）

問医療保険課国民健康保険係 ☎ 32-2071

生活習慣病などで治療中のため特定健康診査を受診せず、病院で血液検査などを受けている皆さんは、検査結果の提供にご協力ください。

検査結果は、特定健康診査の受診結果として、皆さんの健康管理や今後の保健事業に活用します。市が送付した『特定健康診査受診券』と保険証を用意し、かかりつけ医に相談してください。

対象 40歳～74歳の津山市国民健康保険（国保）の加入者で、特定健康診査を受診せず、かかりつけ医で血液検査などを受けている人

国保の加入・やめる 手続きはお忘れなく

問医療保険課国民健康保険係（市役所1階9番窓口）☎ 32-2071、各支所・出張所

会社を退職したり、新たに就職したりすると、それまでの健康保険証を使うことができなくなります。必要な時に医療機関を受診できるよう、津山市国保に加入する、または、やめる手続きは、早めに済ませましょう。

世帯主以外の家族でも手続きできます。世帯主と手続きに来る人の印鑑（シャチハタ印不可）を持ってきてください。

加入

退職や扶養から外れるなど、職場の健康保険をやめた時、国保に加入して他の市町村から転入した時は、国保に加入する届け出が必要です。

持ってくるもの ①資格喪失証明書など健康保険をやめた日付が分かるもの②運転免許証など手続きに来る人の顔写真付き身分証明書③世帯主の印鑑

やめる

国保に加入する人が、就職や扶養認定などで、新しく他の健康保険に加入した時は、国保をやめる届け出が必要です。

持ってくるもの ①国保の保険証②新しくできた保険証③世帯主の印鑑

手続きはお早めに！

- 職場の健康保険に加入中に、国保の保険証を使って受診すると、医療費の返還を求められる場合があります
- 国保の加入が遅れると、さかのぼって保険料を納めることになったり、医療費をいったん全額負担することになったりする場合があります



ひとり親家庭の皆さんへ

問子育て推進課（津山すこやか・こどもセンター内）☎ 32-2065

ひとり親家庭の皆さんの就職などを支援しています。詳しくは、お尋ねください。

資格取得

- 必ず事前に相談してください。補助率や上限額は、変わる場合があります。
- 共通条件 ● 津山市内に住み、20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭
- 児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準
 - 過去に同じ給付金を受けていない
 - 市税などの滞納がない

親 自立支援教育訓練給付金

指定教育訓練講座（*1）を受講し、修了した人に、受講料の6割相当額を支給します。

対象 就労経験や技能、労働市場の状況から、教育訓練を受けることが適職に就くために必要な人

支給額 12,001円～20万円

*1 雇用保険制度の教育訓練給付金の指定を受けたもの

親・子 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援

高等学校を卒業していない（中途退学を含む）親または子どもが、高等学校卒業程度認定試験の対象講座（*2）を受ける場合に、受講費の6割を支給します。

対象 就業経験や技能、資格の取得状況などから、高卒認定資格試験に合格することが適職に就くために必要な人

支給上限額 15万円

*2 通信制講座を含む。高等学校等就学支援金制度の支給対象や通信制高校は対象外

相談

家庭の状況や希望に沿った支援計画を作り、自立・就労を支援します。就職や転職を希望する人に、専門の支援員がハローワークと連携しながら、個別の相談を受けます。

とき 月曜日～金曜日午前8時30分～午後4時

対象 市内に住み、児童扶養手当の支給を受けている人（生活保護を受けている人を除く）

養育費確保支援（公正証書作成補助）

20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭の人が、養育費の強制執行が可能となる「債務名義」を有する公正証書などを作った場合に、費用の一部を補助します。

令和4年4月1日以降に作ったものが対象です。作成後、6カ月以内に申請してください。

主な条件

- 児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準
- 津山市に住民登録があり、住んでいる
- 養育費の取り決めに必要な債務名義を持っている
- 市税などの滞納がない
- 自ら経費を負担しているなど

対象 公証人手数料（養育費部分に限る）、調停または裁判に必要な収入印紙代、添付書類の取得費用など

補助額 補助対象費用の合計額（上限3万円）